

第4回委員会の検討内容

1. 第3回会議要録(案)の確認

2. 市民活動支援制度の骨格について

(1) みんなで支え合う市民活動の実現に向けて(答申案)

「市民活動支援制度」と「市民活動支援基金」

課題、表彰制度、基金の設置、基金条例、
寄附行為、表彰選考会等

(2) 答申案に対する検証

各市民活動団体に対するヒアリングとコメントの確認

3. その他

根拠規定

基本条例第2条

【市民活動】

市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動

【まちづくり】

公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくこと

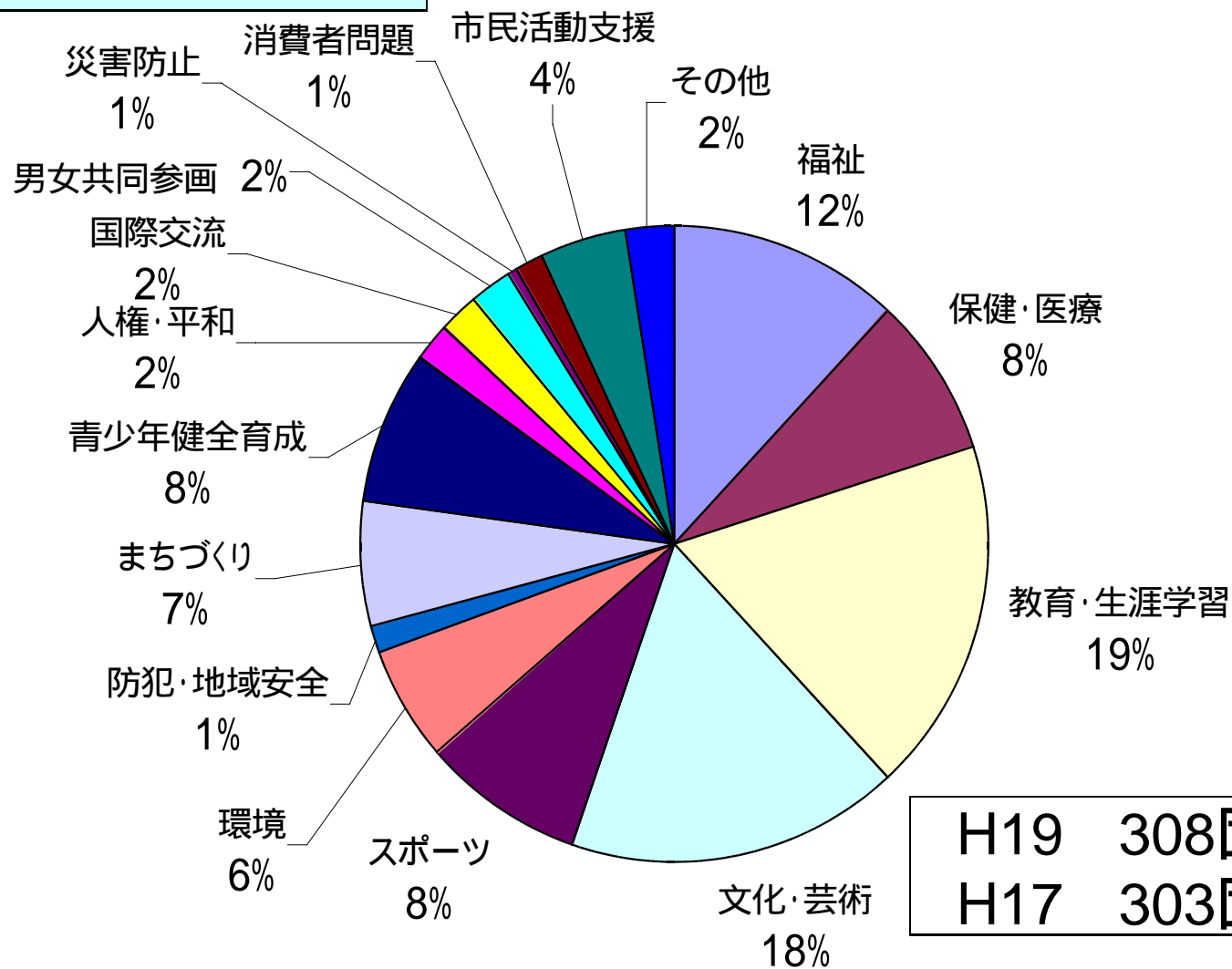
基本条例第25条・第26条

市民活動を促進するため、必要な措置を講じる。

市民活動の支援に要する資金を積み立てるため、基金を設置する。

市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を積み立てる。

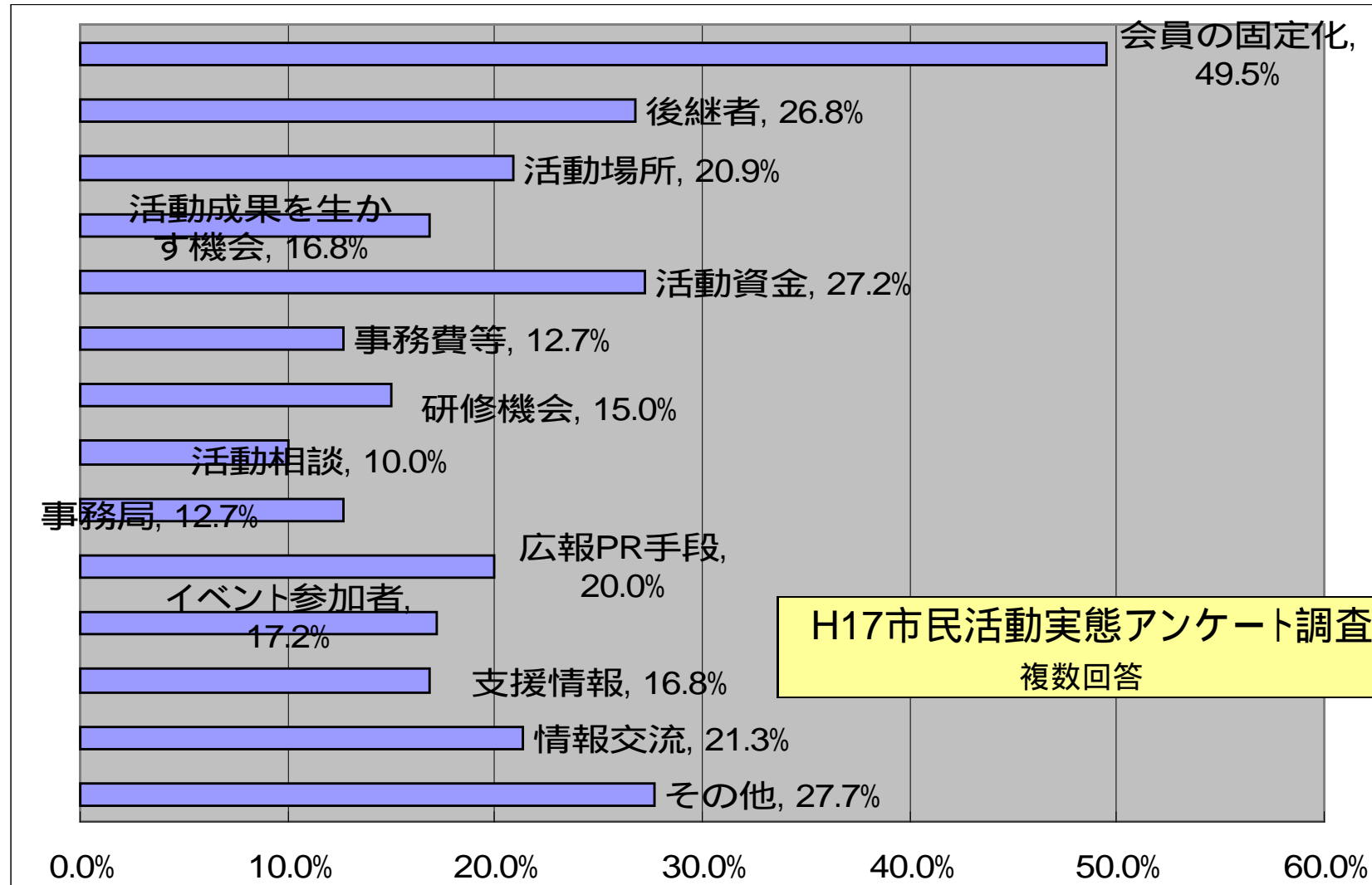
市民活動団体の現状



H19 308団体
H17 303団体

H19データブック登録団体 / 活動分野別割合(複数回答)

市民活動団体の課題



現在の市補助制度

税金(義務)

団体運営補助

市が奨励的に設立

野洲市国際協会など

法令や国県制度による補助義務

老人クラブなど

その他社会教育関係団体など

多様な
市民活動

新たな支援制度

寄附金(意志)

市民 まちづくりへの参加権

主体的な参加

事業者 社会的責任

地域社会への貢献

みんなで支え合う市民活動

市議会(予算議決)・市(交付決定)

市民(第三者)の審査

市の各施策の実現
(セーフティネット)

市民活動(新しい公共の創造)
目的の達成・活動の促進

市民福祉の向上 よりよいまちの実現

市民活動支援基金

市民活動の支援資金

寄附

市民活動支援
～市民活動表彰制度～

みんなで支え合う市民活動
～みんなが輝くまちづくり～

税制優遇措置

市民・事業者

市民活動団体



活動の活性化

公益性のある活動
地域の課題解決・多様な公的サービスの提供 -

みんなで支えあう市民活動の実現に向けて

野洲市まちづくり基本条例

市民活動支援制度

市民活動の現状と課題

人、もの、資金、情報

市民活動表彰制度

課題解決の手段、協働の推進

その他の支援制度

まちづくり協働推進センター、交流会

市民活動支援基金

基金の原資

寄附金のみ・寄附金と市財源上乘せ

基金条例の設置

基金の管理及び処分を規定

寄附行為

(仮)市民活動表彰選考会
第三者機関

・市民代表、学識経験者、市当局など

多彩な市民活動を促進

